

第102回宍粟市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年1月13日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 1月13日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 第 1号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 第 1号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）
追加日程第1 第 1号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）
-

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（15名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 田 中 一 郎 議員	12 番 林 克 治 議員
14 番 今 井 和 夫 議員	15 番 大 久 保 陽 一 議員
16 番 飯 田 吉 則 議員	

欠 席 議 員（1名）

13 番 宮 元 裕 祐 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	小谷 慎一 君	書	記	大谷 哲也 君	
書	記	小椋 沙織 君	書	記	中瀬 裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元 晶三 君	副	市	長	富田 健次 君	
教	育	長	中田 直人 君	市	長	公室長	水口 浩也 君
総	務	部	長	前田 正人 君	健康福祉部長	津村 裕二 君	

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。

ただいまから、第102回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

宮元裕祐議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告2、本日、市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田吉則君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

7番、前田佳重議員、8番、津田晃伸議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（飯田吉則君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

日程第3 第1号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第1号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、申請期間が延長となりました新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の予算を増額するとともに、国の補正予算により実施することとなりました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施に必要な予算を追加するものであります。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況の整理により、12月補正予算で計上しました子育て世帯への臨時特別給付金の年収制限により支給対象とならない世帯への給付金など、三つの給付金を追加することとしております。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ5億2,864万円を追加し、補正後の総額を258億193万7,000円とするものであります。

なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、事業期間が令和4年度にまたがって設定されていますので、繰越明許費を計上しております。

議員各位におかれましては、それぞれ諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。おはようございます。質疑をさせていただきます。

まず、質疑に入ります前に、国の給付金に加えて、市単独としていろいろ議論なり、協議を重ねていただいていますことを感謝を申し上げておきたいと思います。その上で幾つか質問をさせていただこうというふうに思います。特に、市の単独事業に絞って質問をさせていただこうというふうに思います。

2点、大きくございます。1点目は、ただいまも説明がございましたしそう子育て世帯の臨時特別給付金でございます。12月15日の12月議会最終日の補正予算の提案ときにも質疑をさせていただいたんですが、その時点では国の所得制限に基づいて対象者に対して支給するというお話でございましたが、1か月もたたない時点で

市単独として所得超過する世帯にも全て支給するというふうに変更されてきたその経過なり、理由についてまず1点目、お伺いしたいと思います。

それと、そのときに所得制限によって対象とならない世帯がどの程度あるのかという数をお尋ねしたときに、児童手当プラスアルファとして幾つか公務員の世帯があるということで、想定として130名程度というお話というか、答弁がされたと思いますが、今回180名という提案でございますので、その違いについて、もう一度説明を求めたいと思います。

二つ目は、しそ子育て世帯のサポート応援金、これは新たに市単独として特別児童扶養手当の受給者を対象に給付をされるということでございますが、そのような対象に給付するというふうに至った理由についてお伺いしたいのと、それから対象者について、少し疑義がございますので、2点、お伺いしたいと思います。

1点目は、特別児童扶養手当の受給対象児童というのは、私が調べた時点では20歳未満というふうになってございましたが、今日御提案の対象年齢は20歳が含まれておりますので、この辺の理由をお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、特別児童扶養手当の受給制度も所得制限があるというふうに思います。最初の質問で所得超過の世帯も対象というふうにされたということから考えて、この児童扶養手当の所得制限者についてどのようにお考えなのか、そのあたりのもし違いを考えておられるんだったら、その制度の違いについて御説明をいただきたいと思います。

以上、2点お願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、大畑議員から大きく2点いただいておりますが、質問としては4項目ということであります。

1点目のなぜという理由については、私のほから御答弁させていただいて、あと具体的なことも含みますし、考え方の理由については担当部長のほうから答弁させたいと思います。

1点目のことでありますが、国の子育て世帯への臨時特別給付金は、お話があったりとおおり、所得制限を設けた上で給付する仕組み、そういう制度であります。この制度に基づき、対象世帯には先ほどおっしゃったように12月議会でああいうことに議決をいただいて、令和3年の12月27日に給付をさせていただいたと、こういうことであります。

一方、同じ日に、12月27日に内閣府のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方法として、子育て世帯への臨時特別給付金の所得制限世帯への支援にも活用できることが示されたことを受けまして、宍粟の子育て中の世帯を応援するという観点から、全てのお子さんに公平に給付することが望ましいと、こういう考えに至り、臨時交付金を活用して、今回このように提案をさせていただいたものであります。そのように御理解いただいたらと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 私のほうからは、補正予算、しそう子育て世帯への臨時特別給付金の2点目、対象者数の違いについてお答えをさせていただきたいと思っております。

12月議会において、私が130名程度と考えておりますというふうに答弁いたしました。今回予算としましては180名分を計上させていただいております。その違いにつきましては、児童手当特例給付を市から受給されている中学生以下の児童が118名、これはもう既に判明をしております。そのことから、プラスアルファ分として所得超過による公務員や高校生のみを養育している方の児童ということになりますが、そこの部分を過少に考えておりました。改めて今回制度を立ち上げるに際しまして、現時点で把握している児童数といたしましては、先ほど申し上げました118名と、その兄弟である高校生が18名、これは既に判明をしております。さらに所得超過の公務員や高校生のみを養育されている方の児童数、これは申請をさせていただかないと分からないわけなんですけれども、その方々も一定数見込んで、このたび改めて180名として予算計上をさせていただいたというところでございます。

それと、もう1点、しそう子育て世帯サポート応援金についてでございます。その理由についてですが、今般の補正予算の提案がほぼ新型コロナウイルス感染症が長期化をしております。その影響が様々な社会の基盤に及んでいるということで、この障がいのある子どもを養育する世帯を支援するために、先般の国の経済対策の子育て世帯への臨時特別給付金がない18歳を超える障がいのある児童を養育している世帯に対して、同じく一人当たり10万円を支援しようというものでございます。

1点目の20歳を含める理由についてですが、先ほど御説明いただいたとおり、特別児童扶養手当につきましては、障がいのある20歳未満の児童を養育されている方に対して給付されている手当でありまして、20歳に到達された月の分までが給付になります。

このたびの応援金の対象に20歳を含めた理由としましては、コロナの影響を受けておられる障がいのある児童を養育されている方に対して、先ほど説明したとおり、広く応援したいという考え方のもとにおいて、支給基準日を令和3年4月1日といたしまして、その年度に20歳に到達された方を含め対象とさせていただくというところでございます。

それと、2点目、特別児童扶養手当の所得制限世帯の考え方については、このたびの応援金については、さきに提案しておりますしそう子育て世帯への臨時特別交付金と同じ考え方で、所得制限により給付できない方にも今回の分については給付するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 説明で大体分かりましたが、もう一回だけちょっと再質問させていただこうと思うんですが、まず、市長のほうにお尋ねしますが、市長は、この臨時特別給付金の所得制限が設けられることについては、12月議会の段階では妥当だというふうにおっしゃったんですね。今伺っていますと、臨時交付金ですか、創生交付金やね、これをこの部分にも活用できるということで、財源的に活用が可能になったから、こういうふうにしたというお話やったんですが、もう一般財源だったら、所得制限オーバーの人は対象にしないという考え方に変わりはなかったんでしょうか、そのあたりもう一度お伺いしたいと思います。

全ての子どもを対象にしようということに対してどのように思われていたのかということ、財源の問題でできない、できるということになるのか、そのあたりお考えをちょっと伺いたいと思います。

それから、特別児童扶養手当の関係、また詳細についてはこの後の委員会で伺いますけども、20歳の方も含めて障がいのある方について広く支援をしていくということは非常にいいことだというふうに思いますけども、そうなりますと、特別児童扶養手当のそもそもの受給対象から漏れる方で、児童施設に入っておられる方とか、あるいは厚生年金を既に受給されている方は対象外なんですね、最初からね。これは年齢が20歳未満であっても、もともと対象から外れている人があるんですが、そういう方は漏れてしまうんでしょうか。そういう方も含めて今回は考えておられるのか、そのあたりもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の質問であります。12月議会でも大畑議員から御質

問あって、そのように答弁させていただきました。いろいろ制限がある中で検討した結果、国の制度にのっとって所得制限を設ける、その段階ではそれがいわゆる妥当だという判断の中でさせていただいたと。ただ、申し上げたとおり、一方は財源の問題もあるということも御答弁させていただいたとおりであります。その前段に、本来この制度は国も子育ての支援ということが大前提であると、それで所得制限ということ、これはまた別の議論でありましたので、その当時現状から考えた段階では、我がまちの状況からすると、ああいう形で提案をさせていただいたということでもあります。

しかし、国が先ほど申し上げたとおり、同じ12月27日に、交付金を使ってもいいよということで、本来交付金は経済対策やいろんな対策で使っていくわけでありませうけれども、やっぱり基本的には子育てを応援しようと、こういうことの中で、ぜひその交付金を活用してそちらへ振り替えさせていただいて、それで活用したということでもあります。こういう考え方です。

ただ、おっしゃったように、一般財源を投入してまでということについては、本来そうあるべきかなということではありますが、基本的には、先ほど2点の観点で申し上げたとおり、財源ということで、そういうことの判断に至ったということで御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 先ほどサポート応援金のところで、確かに年金であったり、施設入所の方については特別児童扶養手当が支給されておられません。その方々に対してどうするのかというようなことにつきましては、今回のサポート応援金につきましては、特別児童扶養手当の支給をしている、このデータにつきましては、市のほうでデータとしては把握しておりますので、申請なしにプッシュ型で支援をしていきたいというふうに考えておりますが、先ほど対象外になられておられる方につきましては、実際のところ、把握もしていないということで、今のところ、今のところと申しますか、考え方としましては、あくまで特別児童扶養手当の受給者の方々を対象として支援をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 市長の答弁についてはこれで結構でございます。

先ほど部長が言われた特別児童扶養手当のそもそも対象外になっている方の把握はできていないのでということですが、これはそこも対象にするということで申請があれば、制度に乗っけてやってもいいということで考えてよろしいでし

ようか。把握の問題として難しいということであれば、申請というていもあるというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 今回できるだけ早く支援をしていきたいというふうなこともございまして、今のところと言ってしまいましたけれども、今の制度としての考え方は、あくまで特別児童扶養手当の対象の方限定とさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前 9時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算決算常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第1号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第1号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、第1号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

- 予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました、第1号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開催し、運営要綱の規定により、全体の委員会で審査を行いました。

第1号議案の主な内容は、申請期間が延長となった新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の予算の増額と、国の補正予算により実施することとなった住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施に必要な予算の追加と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況の整理により、子育て世帯への臨時特別給付金の年収制限により支給対象とならない世帯への給付金など、三つの給付金を追加するものです。

審査の中で委員からは、特別児童扶養手当受給者のうち19歳から20歳の児童とあるが、20歳を含める理由は何かとの質疑があり、当局からは障がいのある児童を養育されている世帯も他の子育て世帯と同様にコロナの影響を受けておられることから、令和3年度に20歳となる同級生を対象としたいとの思いから、20歳も対象とすることとしたとの回答がありました。

その後、全体会で自由討議を行い、参考に採決しました結果、第1号議案の補正予算については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

- 議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第1号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、第102回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時06分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 前 田 佳 重

宍粟市議会議員 津 田 晃 伸